

経営者のための法律相談Q&A その36

オレの唐揚げ定食

1 オレの唐揚げ定食（大盛り）

今日のお昼は、外出先で見かけた昔ながらの定食屋さん。

「お姉さん、唐揚げ定食ひとつお願い、あ、ご飯は大盛りね。」

「唐揚げ定食、ご飯大盛りですね。」

「はい、お待ちどうさま。」

「お、うまさうだね。では早速いただきますかって、おい、ちよつと待てい！」

「店の入り口のサンプルだと唐揚げは5個だったのに、唐揚げが4個しかないぞ！どういふことだ！（激怒）」

「いや、お客さん、もも肉の大きさはそれぞれ違うわけですから、必ずしも5個ってことではないんですよ。あれはあくまでもサンプルですから。」

「そんな言い訳は聞きたくないね。今日は、ヘルシーに野菜炒め定食にしようと思ってたのに、唐揚げが5個入っているから唐揚げ定食を注文したんだ。それなのに、唐揚げが4個しか入ってなかったオレのショック。」

2 唐揚げ定食売買契約の成立

クがあんたに分かるか！」さて、オレの唐揚げへの熱い思い、法律问题として考えてみましょうか。

まず飲食店で料理を注文する行為は契約です。どのような契約かは少し議論がありますが、今日のところは料理（商品）の売買契約ということにしておきましょう。

売買契約は申込と承諾の意思表示によって成立します。商品サンプルの陳列は申込の誘引行為であって、申込ではないと理解されていますので、お客さんが唐揚げ定食を注文（申込）し、お店が了解（承諾）した時点で唐揚げ定食の売買契約が成立するわけです。

3 唐揚げ定食で重要なのは何だ！

契約の内容をもう少し掘り下げてみましょう。例えば、自動車を購入する際には、車種のみならず、色、グレード、オプションなどを決めて見積を出してもらって契約しますよね。

しかし、定食屋さんで、唐揚げの個数、揚げ加減、付け合わせの種類などを打ち合わせから見積を出してもらい、それから契約する……そんなお客さんどうですか？正直帰ってもらいたいですよね。でも、この違いは、どこにあるのでしょうか。

契約は当事者の合理的な意思によつて内容が決まります。自動車のような高額な商品では詳細まで契約内容を確認して契約するのが一般的、すなわち当事者の合理的な意思なのです。

他方、定食を頼む際に重要なのはメインが唐揚げなのか野菜炒めなのかであつて、その量（個数）や付け合わせの種類まで確認してから契約するのは一般的ではありません。そう考えると、定食の契約というのは、メインの料理だけを選んで、それ以外は店主の裁量に任せるという信頼関係のもとに成り立っている契約なのでしょうね。

4 唐揚げ5個は契約の内容か？

では、オレの注文はどのようなものだったか振り返ってみましょう。そうです、唐揚げ定食（ご飯大盛り）が契約の内容です。注文時に「唐揚げは5個！」と伝えていたり、お

品書きに「唐揚げ5個！」と書いてあれば別ですが、そうでない限り、唐揚げ5個は契約内容とは言えません。サンプルはあくまでもサンプルであつて、そのとおりの商品を提供することを約束するものではありません。

よつて、唐揚げの個数がサンプルと1個違うからと言つて契約違反（債務不履行）とは言えないのです。

5 それでも唐揚げは5個だった
でも、オレは唐揚げが5個だと思つていたので、錯誤にあたるのではないのでしょうか。

この点、錯誤によつて契約が無効になるのは、契約の要素に錯誤があつた場合です。残念ながら唐揚げの個数は唐揚げ定食の売買契約において契約の要素とは言えないでしょう。よつて、錯誤無効も難しそうです。

唐揚げの個数が大切なのであれば、注文するときに、きちんと唐揚げの個数を確認する必要がありますよね。（本稿担当 上楢 裕章）

弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-10015

東広島市西条栄町10番27号栄町ビル5階

☎ 49317100 ☎ 49317101